

平成 19 年 3 月 30 日

告示第 367 号

局長等の職務を行う職員

大阪州市長直轄組織事務分掌規則（平成 24 年大阪市規則第 19 号）第 6 条第 1 項又は大阪市事務分掌規則（昭和 24 年大阪市規則第 133 号）第 6 条第 1 項の規定により、局長等に事故があるとき又は局長等が欠けたときに局長等の職務を行う職員は、次のとおりとする。

局長等	先順位で職務を行う職員	次順位で職務を行う職員
副首都推進局長	副首都推進局理事（本市及び大阪府における一体的な行政運営に係る調査、企画及び総合調整担当並びに公立大学法人大阪担当）	副首都推進局理事（副首都化の戦略・ビジョンに係る調査、企画及び総合調整担当）
市政改革室長	市政改革室行政改革担当部長	市政改革室改革推進担当部長
デジタル統括室長	デジタル統括室戦略担当部長	デジタル統括室 D X 推進担当部長
総務局長	総務局行政部長	総務局人事部長
都市交通局長	都市交通局次長	
政策企画室長	政策企画室理事	政策企画室秘書部長
危機管理監	危機管理室長	防災企画担当部長
経済戦略局長	経済戦略局理事（経済成長に関する施策に係る調査、企画及び連絡調整担当）	経済戦略局理事（観光施策、文化施策及びスポーツ施策に係る調査、企画及び連絡調整担当）
万博推進局長	万博推進局理事（国際博覧会の開催に係る調査、企画及び総合調整担当。本市及び大阪府の内部調整について、主に本市内部の調整を担うもの）	万博推進局理事（国際博覧会の開催に係る調査、企画及び総合調整担当。本市及び大阪府の内部調整について、主に大阪府内部の調整を担うもの）
市民局長	市民局理事	市民局区政支援室長
財政局長	財政局財務部長	財政局税財政企画担当部長
財政局税務総長	税務部長	市債権回収対策室長

契約管財局長	契約管財局契約部長	契約管財局管財部長
計画調整局長	計画調整局理事	計画調整局企画振興部長
福祉局長	福祉局理事	福祉局総務部長
健康局長	健康局理事	健康局総務部長
こども青少年局長	こども青少年局理事	こども青少年局企画部長
環境局長	環境局理事	環境局総務部長
都市整備局長	都市整備局理事	都市整備局総務部長
建設局長	建設局理事（局運営に係る重要事項の調査、企画及び総合調整担当）	建設局理事（局所管施設の建設、維持管理及び防災に係る調査、企画及び連絡調整担当）
大阪港湾局長	大阪港湾局理事（大阪府営港湾等に係る調査、企画及び連絡調整担当）	大阪港湾局理事（港湾管理の一元化に係る調査、企画及び連絡調整担当）
会計室長	会計室次長	

令和 7 年大阪市告示第 440 号の 2

平成 19 年大阪市告示第 367 号（局長等の職務を行う職員）の一部を次のように改正し、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。